飼料添加物輸入業者事業廃止届

令和　　年　　月　　日

農林水産大臣　　殿

住　所
氏　名

さきに　　年　　月　　日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第５０条第１項の規定により飼料添加物輸入業者の届出をしたが，　　年　　月　日限りで事業を廃止したので，同条第４項の規定により届け出ます。